

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

# 小地域福祉活動 助成金の手引き（改訂版）

2025

### はじめに

いま、地域では孤立する高齢者や、子どもの引きこもり問題などさまざまな地域課題が生まれており、その背景には少子・高齢化とともに核家族化や過疎化の進行による近隣関係の希薄化や地域の福祉力の低下があげられています。

一人暮らしの高齢者の孤独死などのない社会、子どもからお年寄りまで地域連帯にあふれた潤いのある地域社会づくりを進めるためには、地域福祉に対する住民の意識啓発、そして高齢者等にとって、身近な近隣住民による見守り活動などの展開こそが、これから最も大切になっていきます。

国では「地域共生社会」の実現に向け、これまでの地域福祉活動の推進に加えて、地域包括ケアシステムや生活困窮者の自立支援などと共に、重層的に連動した「包括的支援体制づくり」を求めています。

本会では、このような情勢のなか、「第3次地域福祉活動計画（かたいけのプラン）」（令和3年度～令和8年度）に則り、地域住民同士の支え合いや助け合い基盤の充実、人材の発掘育成の強化に取り組んでいきます。

本手引きでは、「地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会）」（以下、基礎組織）が身近な地域での見守り活動やつながりづくりを大切にしながら、特性に応じた多様な活動を推進するため、必要な助成の内容を示しています。

## 目 次

1 目 的	-1-
2 助成金事業の概要	
3 申請・報告手続きの流れ	-2-
4 各対象事業の詳細	-3-
5 各対象事業の助成額算出方法	-6-
6 助成金の対象経費	-8-
7 その他	-9-
8 記入例	-10-
9 助成要綱	-21-

## 小地域福祉活動助成金事業の概要

### 1 目的

小地域（コミュニティセンターまたはそれ以下の単位）において、基礎組織が身近な地域での見守り活動やつながりづくりを大切にしながら、特性に応じた多様な活動を推進することを目的に事業助成金を交付します。

### 2 助成金事業の概要

助成金は、基礎組織の運営や活動について助成を行う「基本活動」と組織が地域特性等に応じて必要に応じて選択・企画し、実施する「選択活動」の2つの活動区分で構成しています。

区分	助成対象事業の種類	助成金額
基本活動	<b>基礎組織運営事業</b> ・組織の運営として必要な事業	次の合計額 (ア) <b>基本額</b> ＜財源：共同募金＞ <u>30,000円</u> ＋調整額 ※調整額は、当該基礎組織の前年度1月1日現在の人口で算定 ※(ア)基本額のみ 選択事業 地域のつながり応援事業への流用及び次年度繰越可能 (イ) <b>加算額</b> ＜財源：市補助金＞ <u>上限 15,000円</u>
	<b>小地域見守りネットワーク活動事業</b> ・地域の福祉関係者（区長、民生委員・児童委員、福祉委員等）の連携により「日常的な見守り活動」に取り組む『小地域見守りネットワーク活動』に関する事業 ※「小地域見守りネットワーク活動」は、基礎組織の主となる活動であり、必須事業	
選択活動	<b>地域のつながり応援事業</b> ・基礎組織の設置単位で発生する福祉課題の解決や福祉力向上のために、地域の特性に応じたつながりづくりや活動に取り組む事業	＜財源：共同募金＞ <u>上限 35,000円</u>
	<b>通いの場・サロン事業</b> ・地域の高齢者が仲間とともに楽しく、支え合いながら地域の中で生活を続けていけることを目指し、地域住民が運営主体となり、身近な場所等に住民同士が気軽に集える居場所づくりに取り組む事業	＜財源：市助成金＞ <b>1回あたり参加人数に応じた助成額×開催回数</b> ※参加人数に応じた助成額は以下のとおり (ア) 5～20人 <u>4,000円</u> (イ) 21～30人 <u>5,000円</u> (ウ) 31人以上 <u>6,000円</u> ・助成対象回数は <u>48回</u> が限度。

## 3 申請・報告手続きの流れ

「坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱」にもとづき、助成を行います。

### ①相談

#### 事業実施前

内容についてご不明な点等がございましたら、お気軽に市社協へご相談・ご確認ください。

### ②申請

#### 事業実施前

※総会終了後、6月末までにお願います。

市社協 各支部へ以下の書類を提出（郵送・窓口どちらでも可）

- (1) 助成金交付申請書 **様式1**
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 総会資料（前年度報告決算及び当年度事業計画予算がわかるもの）

※選択事業（通いの場・加の事業）選択申請時は下記の市書類を提出

- (5) 市実施登録書（様式第1号）
- (6) 市事業計画書（様式第2号）

### ③審査 通知

提出書類を確認した後、申請内容を審査します。

交付が決定しましたら、「助成金等交付決定通知書 **様式2**」にて通知します。

### ④請求

「助成金等交付請求書 **様式3**」を記入頂き、当会へ請求願います。

助成金は、請求書に記載のある【**所定口座**】に入金いたします。

### ⑤報告

#### 事業実施後

※翌4月 総会終了次第できる限り早くお願います。

市社協 各支部へ以下の書類を提出（郵送・窓口どちらでも可）

- (1) 助成金事業実績報告書 **様式4**
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 共同募金事業活用成果報告書
- (5) 総会資料（当年度報告決算及び次年度事業計画予算がわかるもの）

※選択事業（通いの場・加の事業）選択申請時は下記の市書類を提出

- (6) 市事業報告書（様式第3号）
- (7) 通いの場・加の事業参加者名簿

<注意!!>

返金が生じた場合は、早め（3月はじめまで）にご相談ください。

※様式の記入方法や内容等については、別紙『記入例』を参照ください

## 4 各対象事業の詳細

### 1. 基本活動

#### 1) 基礎組織運営事業

##### ①助成対象条件

組織の運営として必要な事業

##### ②対象事業の例

総会、役員会、広報啓発、役員研修 など

#### 2) 小地域見守りネットワーク活動事業

##### ①助成対象条件

地域の福祉関係者（区長、民生委員・児童委員、福祉委員等）の連携により「日常的な見守り活動」に取り組む『小地域見守りネットワーク活動』に関する事業

##### ②対象事業の例

ふくしまップづくり、福祉連絡会、調査活動、戸別訪問活動 など

### 2. 選択活動

#### 1) 地域のつながり応援事業

##### ①助成対象条件

基礎組織の設置単位で発生する福祉課題の解決や福祉力向上のために、地域の特性に応じたつながりづくりや活動に取り組む事業

##### ②対象事業の例

多世代交流・居場所づくり、他団体とのネットワークづくり、住民座談会、住民向け福祉講座、生活支援ボランティア活動、福祉イベント開催 など

#### 2) 通いの場・サロン事業

##### ①助成対象条件

地域の高齢者が仲間とともに楽しく、支え合いながら地域の中で生活を続けていけることを目指し、地域住民が運営主体となり、身近な場所等に住民同士が気軽に集える居場所づくりに取り組む事業

◇財源が高齢福祉に関する事業であるため、運営上、下記の条件を満たすようお願いいたします。

- ・ 地域の高齢者の誰もが気軽に参加できることとします  
（参加者が限定される活動でないこと）
- ・ 介護予防、地域づくりを目的とした集まりであることとします  
（営利目的や政治・宗教的な活動でないこと）
- ・ 1回あたりの参加人数（担い手等を含む）が、5名以上見込まれ、半数以上が65歳以上の（年度末年齢）の人であることとします
- ・ 1回あたりの活動が60分以上であることとします
- ・ 代表者を1名置くこととします
- ・ 実施場所、日時、活動内容など市広報誌等に掲載することに同意できることとします

### ②対象事業の例

健康体操、介護予防講座、茶話会、ニュースポーツ、音楽会 など

◇通いの場・サロン事業では、下記の講座や講師調整も活用可能です。

#### ○地域包括支援センターによる出前講座

- ・ 在宅医療連携推進事業 30分～1時間（要相談）/回  
「在宅ケア」をテーマとして、在宅医療についての講義や  
アドバイスケアプランニング（人生会議）についての講義
- ・ 介護予防出前講座事業 30分～1時間（要相談）/回  
介護予防に関する講座（包括職員が講師となる場合もあります）

#### ○坂井市による介護予防講座等（無料講師）の調整

※年間12回以上開催（通いの場）のみ利用可能

- ・ 年間回数 12回以上 35回以下の場合（1種類）
- ・ 年間回数 36回以上の場合（2種類）

#### 地域リハビリテーション活動支援事（1時間/回）

- ア) 運動機能低下予防講座 …理学療法士（PT）依頼
- イ) 口腔機能低下予防講座 …言語聴覚士（ST）依頼
- ウ) 低栄養予防講座 …管理栄養士依頼
- エ) 認知機能低下予防講座 …作業療法士（OT）依頼
- オ) 体力測定 …年36回以上の団体のみ

## 小地域福祉活動助成金の手引き

### 【対象の事業活動と取組み（例）】

区 分	対象 事業活動	概 要
基礎組 織運営 事業	総会・役員会	基礎組織の運営に必要な協議や検討
	広報啓発	組織・活動内容等の紹介パネル展示や広報紙発行
	役員研修	先進的な住民活動等に取り組んでいる地域への役員視察・交流
小地域 見守り ネット ワーク 活動事 業	ふくしまップ づくり	住宅地図を用いて見守りが必要な人の情報共有
	福祉連絡会	見守り活動に関する情報交換を目的とした福祉関係者や専門職等との連絡会議
	調査活動	地域の福祉ニーズ等の把握を目的とした住民アンケート
	戸別訪問活動	ふくしまップづくりや情報交換等で把握した「気がかりな方」の安否確認のためのチラシ配布や慰問品等の配布・訪問活動
地域の つながり 応援 事業	多世代交流・ 居場所づくり	伝承遊びや民話、郷土料理などを通じた世代間のつながりづくりや高齢者、障がい者、子ども、子育てママさん等の日常的なフリースペースづくり
	協働のネット ワークづくり 活動	各種団体（まちづくり協議会、老人クラブ、障がい者団体、学校、ボランティア、民間企業等）との情報交換等交流の場やネットワークの機会づくり
	住民座談会	地域住民を対象に地域の課題解決や未来について考える座談会
	住民向け福祉 講座	地域住民を対象にした福祉講座や福祉映画会等の開催
	生活支援活動	高齢者や障がい者の買物やゴミ出しなどのお手伝いを行う活動
	福祉イベント 開催	地域での福祉啓発等を目的としたイベントの開催

■社協は活動支援を行っていますので、遠慮なくご相談ください。

## 5 各対象事業の助成額算出方法

### 1. 基本活動

#### 1) 基礎組織運営事業及び2) 小地域見守りネットワーク活動事業

【助成額】 (ア) 基本額 30,000 円 (財源：共同募金) + 調整額  
(イ) 加算額 15,000 円 (財源：市補助金)

※ (ア) については 30,000 円を基準とし、当該基礎組織の人口により調整を行います。

#### <調整額区分>

区 分	内 訳	調整額
区分 1	0 ~ 1,000 人	-10,000 円
区分 2	1,001 ~ 2,000 人	- 5,000 円
区分 3	2,001 ~ 3,000 人	± 0 円
区分 4	3,001 ~ 4,000 人	+ 5,000 円
区分 5	4,001 ~ 5,000 人	+10,000 円
区分 6	5,001 ~ 6,000 人	+15,000 円
区分 7	6,001 ~ 7,000 人	+20,000 円
区分 8	7,001 ~ 8,000 人	+25,000 円
区分 9	8,001 ~ 9,000 人	+30,000 円

(調整は前年度 1 月 1 日現在の人口で算定)

※基本的に事業決算額が助成交付額を超えない場合はその差額は返還とします。ただし、共同募金を財源とする基本額・調整額は、次年度への繰り越しを可能とします。

※市補助金を財源とする加算額については、15,000 円以下の実績差額については返還となります。

## 2. 選択活動

### 1) 地域のつながり応援事業

【助成額】 上限 35,000円（財源：共同募金）

※「地域のつながり応援事業」においては、事業費が不足する場合は同じ財源の基本活動事業（共同募金）からの流用を可能とします。

### 2) 通いの場・サロン事業

【助成額】

	助成区分（実施1回あたりの参加人数）		
	5～20人	21～30人	31人以上
助成額	4,000円	5,000円	6,000円
※ 上限回数	年間48回		

※助成額は実施1回あたりの上限額とし、返還等が生じた場合は年度内清算とします

※他の制度による助成金、補助金等を受けている場合は対象外とします。

【助成金の交付方法】

交付方法	区分	内容
概算払	1年間	事業実施前に概算で助成金の申請を行い助成金の交付を受けた後、事業終了後に事業報告者や請求書を提出して清算します

※助成額に余剰が生じた場合は、返還とします。

ただし、同一区分内の範囲で余剰が生じた場合は流用を可能とします。

## 6 助成金の対象経費

対象経費	内 容
■ 諸謝金	講師の謝礼（お礼の品も含む）等
■ 賃借料	会場使用料、物品レンタル料等
■ 消耗品費	文房具、テッシュ、工作・手芸の材料費等
■ 備品購入費	机、椅子、DVD プレイヤー等 ※10,000 円以上の備品は要相談
■ 通信運搬費	切手・ハガキ代等
■ 印刷製本費	チラシやプリントのコピー代等
■ 食糧費	会議等や参加者の茶菓子代、料理教室等の賄材料代等 ※通いの場・サロン事業については、 <b>茶菓子、弁当代等の対象は 1 人 200 円以内まで</b>
■ 保険料	行事用保険等
■ その他	※上記外の内容については、必要に応じて要相談

◇食糧費が助成金使用のほとんどを占めることがないように使用使途の検討をお願いします。また、アルコール類は対象外です。

◇通いの場・サロン事業については、運営スタッフの人件費や会場の修繕費用、参加者の送迎費、記念品・祝い品の購入費については対象外です。

◇行事用保険への加入など、万が一のときに備えておくと安心です。

社協では、ボランティア行事用保険を取り扱っていますので遠慮なくご相談ください。

## 7 その他

- 共同募金を財源とする事業の場合は、その旨を明記し啓発に努めてください。  
（例：この事業は赤い羽根共同募金の配分を受けています）  
また、「共同募金事業活用成果報告書」による活動報告のご協力をお願いします。
- 参加者からの負担金や当該地区からの協力金など、継続的な活動を続けるため自己財源の確保にご協力をお願いします。
- 領収書など当該事業に関する帳簿および書類は、最低5年間保管するとともに必要な場合には社協へ提出していただきますのでお願いします。
- 今後も助成金の定期的な評価・検証を行ない必要な見直しを講じるものとします。

### <領収書について留意事項>

- 領収書は、レシートでも可能です。
- ポイントが付加されるお支払い方法をご遠慮ください。  
（デビットカード、クレジットカード、ポイントカードなど）
- 手書き領収書の場合は、下記の点にご注意ください。
  - ・あて先に団体の名称が、正しく記載されているか。
  - ・但し書きに記載漏れがないか。（何を買ったかわかるようにしてください）
  - ・お店の代表者名や公印が正しく押印されているか。
  - ・領収書（特に手書きのもの）に不備がある場合には、たいへんお手数ですが、再度、出し直しをお願いすることがございますので、上記の点に十分に気をつけていただきますようお願いいたします。

#### 記載例

#### 領 収 書

坂井ふくしの会 様

申請書、報告書、請求書  
と同じ氏名で

金 1,500

但し、講演資料代 として

住所  
氏名（会社名）  
代表者名（フルネーム）  
印鑑は会社員もしくは代表者印で

令和4年1月23日  
坂井市坂井町下新庄 18-3-1  
社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会  
会 長 社 協 太 郎 ⑩

#### 手書き領収書の場合

- ☆会社関係の領収書  
（プラント、アミなど）  
⇒店印+担当者印の確認
- ☆個人の領収書  
⇒個人印の確認

8 記入例

記入例

様式第1号

小地域福祉活動助成金事業助成金交付申請書

令和6年 4月 5日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

住所 坂井市坂井町下新庄18-3-1  
 基礎組織名 坂井ふくしの会  
 代表者氏名 社協 太郎

会く坂  
 会し井  
 長のふ

度小地域福祉活動助成金事業について助成金の交付を受けたい。社会福祉法人坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を申請します。

記

助成金申請額 97,000 円

■代表者氏名  
 ・要代表者(1名)  
 ■印鑑  
 ・私印 → 可  
 (シャチハタ不可)

1. 申請事業及び申請額

活動区分		申請額(円)
<input checked="" type="checkbox"/>	基本活動(基礎組織運営事業及び小地域見守りネットワーク活動事業) 次の合計額 (ア) 基本額 30,000円 + ・ ⊖ 調整額 <u>5,000</u> 円 (イ) 加算額 15,000円	40,000
<input checked="" type="checkbox"/>	選択事業(地域のつながり応援事業) ※上限額 35,000円	35,000
<input checked="" type="checkbox"/>	選択事業(通いの場・サロン事業) 参加者 20人 年3回 25人 年2回 計5回の場合 〈内訳〉※食糧費上限額 (@200×延参加予定数 110人=22,000円)	22,000
区分	(ア)5~20人 @4,000円 (イ)21~30人 @5,000円 (ウ)31人以上 @6,000円 回数合計	
実施回数	3回 2回 回 5回	
合 計		97,000

2. 添付書類

- 事業計画書  収支予算書  
 総会資料(前年度報告決算及び当年度計画)

■通いの場・サロン事業(食糧費上限)  
 茶菓子、弁当、食材費等参加者自らが食するものについては  
 1人当たり200円/回以内

- ※選択事業(通いの場・サロン事業) 選択申請時は下記の市書類を提出  
 市実施登録書(様式第1号)  市事業計画書(様式2号)

申請締切: 6月末まで

## 小地域福祉活動助成金の手引き

### 事業計画書

活動区分		内 容	実施予定日	参加予定数
基本活動	基礎組織 運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会</li> <li>・第1回 役員会</li> <li>・第2回 役員会</li> <li>・第3回 役員会</li> <li>・広報紙発行</li> <li>・視察研修</li> </ul>	4月中旬 5月上旬 7月中旬 10月中旬 3月中旬 8月上旬	40名 8名 8名 8名 100部 30名
	小地域 見守り ネット ワーク 活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 見守りネットワーク連絡会 (福祉マップ更新作業①)</li> <li>・第2回 見守りネットワーク連絡会 (福祉マップ更新作業②)</li> </ul>	6月上旬  11月下旬	40名  40名
選択活動	地域の つながり 応援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回 見守りネットワーク連絡会 (居場所づくり研修会)</li> <li>・三世代交流事業</li> </ul>	2月上旬  8月上旬	40名  100名
	通いの 場・サロ ン事業	※別紙 市様式第2号 通いの場・サロン活動事業計画書に記載		

## 小地域福祉活動助成金の手引き

### 収支予算書

[収入]

項 目	金額 (円)	説 明
社協助成金	97, 000	社協より
協力金	20, 000	各区より
負担金	93, 000	サロン参加負担金@300×110名分 視察研修参加負担金@2, 000×30名分
会費		
雑収入		
繰越金	5, 000	
合 計	215, 000	

[支出]

活動区分		内 容		申請額 (円) を記載	
				予算額(円)	社協助成金(円)
基本活動	基礎組織 運営事業	・総会	10, 000円	115, 000	40, 000
		・役員会(3回開催予定)	8, 000円		
	・広報紙発行	5, 000円			
・視察研修	84, 000円				
	小 計	107, 000			
	小地域 見守り ネット ワーク 活動事業	・第1回 見守りネットワーク連絡会 (福祉マップ更新作業①)	4, 000円		
・第2回 見守りネットワーク連絡会 (福祉マップ更新作業②)		4, 000円			
小 計		8, 000			
選択活動	地域の つながり 応援事業	・第3回 見守りネットワーク連絡会 (居場所づくり研修会)	15, 000円	40, 000	35, 000
		・三世代交流事業	25, 000円		
	通いの 場・サロ ン事業	・サロン<5回分> 食糧費外	15, 000円	55, 000	22, 000
		食糧費	40, 000円		
		通いの場・サロン事業は、食糧費上限があるため、食糧費・食糧費外に分けて予算の記入			
	助成金対象外 事業	・予備費		5, 000	/
合 計				215, 000	97, 000

# 小地域福祉活動助成金の手引き

様式第3号

## 小地域福祉活動助成金事業助成金請求書

金 97,000円 也

令和6年4月15日付けで決定通知のあった令和6年度小地域福祉活動助成金事業の助成金について、坂井市社会福祉協議会助成金等交付要綱第8条の規定により下記金額を請求します。

令和6年4月20日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

住 所 坂井市坂井町下新庄18-3-1  
基礎組織名 坂井ふくしの会  
代表者氏名 社協 太郎 印

### 【振込先】

金融機関名	坂井 銀行・信金・農協 坂井 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	123-456-789
フリガナ	サカイフクシノカイ カイチョウ シャキョウタロウ
口座名義	坂井ふくしの会 会長 社協太郎

# 小地域福祉活動助成金の手引き

様式第 4 号

## 小地域福祉活動助成金事業実績報告書

令和5年 3月31日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

住 所 **坂井市坂井町下新庄18-3-1**

基礎組織名 **坂井ふくしの会**

代表者氏名 **社協 太郎**

会 長	く 坂
会 員	し 井
の ぶ	

令和6年度小地域福祉活動助成金事業について、事業が完了したので社会福祉法人坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 申請時の交付決定額 97,000 円

2. 助成事業の実施報告及び交付確定額

活動区分		交付確定額 (円)
<input checked="" type="checkbox"/>	基本活動（基礎組織運営事業及び小地域見守りネットワーク活動事業） 次の合計額 (ア) 基本額 30,000 円 +・⊖ 調整額 <u>5,000</u> 円 (イ) 加算額 15,000 円	40,000
<input checked="" type="checkbox"/>	選択事業（地域のつながり応援事業）※上限額 35,000 円	32,000
<input checked="" type="checkbox"/>	選択事業（通いの場・サロン事業） 上限 48 回/年間 〈内訳〉	20,000
区分	(ア)5～20 人 (イ)21～30 人 (ウ)31 人以上 回数 合計	
	@4,000 円 @5,000 円 @6,000 円	
実施回数	5回 回 回 5回	
合 計		92,000

3. 添付書類

事業報告書  収支決算書  共同募金事業活用成果報告

総会資料（当年度報告決算及び次年度計画予算がわかるもの）

※選択事業（通いの場・サロン事業）選択申請時は下記の市書類を提出

市事業報告書（様式第3号）  通いの場・サロン事業参加者名簿

報告締切：翌4月末まで

## 小地域福祉活動助成金の手引き

### 事業報告書

活動区分		内 容	実施日	参加者数
基本活動	基礎組織 運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会</li> <li>・第1回 役員会</li> <li>・第2回 役員会</li> <li>・第3回 役員会</li> <li>・広報紙発行</li> <li>・視察研修</li> </ul>	4月15日 5月20日 7月7日 10月10日 3月2日 9月8日	32名 8名 8名 8名 100部 25名
	小地域 見守り ネット ワーク 活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 見守りネットワーク連絡会 (福祉マップ更新作業①)</li> <li>・第2回 見守りネットワーク連絡会 (福祉マップ更新作業②)</li> </ul>	6月10日  11月18日	30名  28名
選択活動	地域の つながり 応援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回 見守りネットワーク連絡会 (居場所づくり研修会)</li> <li>・三世代交流事業</li> </ul>	2月20日  8月8日	48名  80名
	通いの 場・サロ ン事業	※別紙 市様式第3号 通いの場・サロン活動事業報告書に記載		

## 小地域福祉活動助成金の手引き

### 収支決算書

[収入]

項 目	金額 (円)	説 明
社協助成金	97,000	社協より
協力金	20,000	各区より
負担金	77,000	サロン参加負担金@300×90名分 視察研修参加負担金@2,000×25名分
会費		
雑収入		
繰越金	5,000	
合 計	199,000	

交付確定額  
(円) を記載

[支出]

活動区分		説 明		決算額(円)	社協助成金 (円)
		内 容			
基本活動	基礎組織 運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会 8,000円</li> <li>・役員会(3回開催予定) 6,000円</li> <li>・広報紙発行 5,000円</li> <li>・視察研修 68,000円</li> </ul>	95,300	40,000	
		小 計 87,000			
基本活動	小地域見 守りネッ トワーク 活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 見守りネットワーク連絡会 (福祉マップ更新作業①) 5,000円</li> <li>・第2回 見守りネットワーク連絡会 (福祉マップ更新作業②) 3,300円</li> </ul>	8,300		
		小 計 8,300			
選択活動	地域の つながり 応援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回 見守りネットワーク連絡会 (居場所づくり研修会) 13,000円</li> <li>・三世代交流事業 19,000円</li> </ul>	32,000	32,000	
	通いの 場・サロン 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロン&lt;5回分&gt; 食糧費外 8,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">食糧費 44,000円</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;">通いの場・サロン事業は、食糧費上限があるため、 食糧費・食糧費外に分けて決算の記入</p>	52,000	20,000	
	助成金対象外 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会事業への協力 (会員への防災教室参加案内)</li> </ul>	3,000	/	
合 計			182,300	92,000	

参加者実績が  
減少した場合は、  
差額返金

返金額 社協助成金 [収入] 97,000円-[支出] 92,000円 = 5,000 円

## 共同募金事業 活用成果報告

本助成事業は、赤い羽根共同募金（基本活動・地域のつながり応援事業）の配分を受けています。

寄付者の方へみなさんの活動成果を伝えるためのご協力をお願いします。

### 1 団体名 坂井ふくしの会

### 2 事業チラシや活動写真

※1～2枚 用紙に添付いただくか、別添ください。

尚、インターネットや広報紙で紹介する場合もございますので、個人のお写真や個人情報に掲載される場合はご注意ください。

笑顔や活動の様子が伝わる写真などを枠内添付もしくは別添提出



### 3 事業を実施して得られた効果

※事業を実施して良かったこと、うれしかったこと、感じた地域の変化など

私たちの地区も高齢化が進み、「気がかりな方」も増えてきました。会員で情報交換をするといろいろな地域の心配事の話が出てきます。ですが、ふくしの会で定期的に話をすると、前回の会議の際に話題にあがっていた方について「様子を見てきたよ。元気だったよ。」というような話も聞こえ、会員のみなさんが熱心に見守り活動に取り組んでくださっていることが伺えます。ふくしの会での活動が、地域のみなさんの安心安全につながっていくようにこれからも頑張っていきます。

# 小地域福祉活動助成金の手引き

## 通いの場・サロン事業 市様式

様式第1号（第7条関係）

令和7年 4月 1日

坂井市長 様

### 令和7年度 通いの場・サロン実施登録書

通いの場・サロンの実施について、次のとおり登録します。

行政区	<b>下新庄区</b> *参加する行政区すべてを記入してください		<input checked="" type="radio"/> 新規・ <input type="radio"/> 継続
代表者 氏名	フリガナ シャキョウ タロウ ----- 社協 太郎	住所 連絡先	〒012-3456 坂井市 坂井町 下新庄 12-34 電話 12-3456
区長 / 民生委員 / <input checked="" type="radio"/> 福祉委員 / その他 (代表者として該当するものを○で囲んでください)			
通いの場・サロン 名	<b>坂井サロンの会</b>		
実施会場	<b>下新庄区民館</b> (住所：坂井市坂井町下新庄56-78)		
開催予定数 年4月から 年3月まで	年 <u>12</u> 回 開催頻度 (いずれかに○をつけて数字を記入。) ・週 <u>    </u> 回 / <input checked="" type="radio"/> 月 <u>1</u> 回 / ・年 <u>    </u> 回		
1回あたり 参加予定人数 (協力者等含む)	65歳以上 <u>20</u> 人 / その他 <u>5</u> 人 (うち75歳以上 <u>10</u> 人) ※助成金交付の対象：1回あたりの参加人数が5名 以上半数以上が65才となること		

## 小地域福祉活動助成金の手引き

様式第2号（第7条関係）

**令和7年度 通いの場・サロン活動事業計画書**

通いの場・サロン名         **坂井サロンの会**        

代表者名         **社協 太郎**        

下記の計画にて活動を行います。

回数	開催予定日	実施予定内容	参加予定人数			備考
			65歳以上	その他	計	
1	4月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
2	5月10日(日)	絵手紙教室	20	5	25	
3	6月10日(日)	認知症講座(包括)	20	5	25	
4	7月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
5	8月10日(日)	おしゃべり会	20	5	25	
6	9月10日(日)	介護予防講座(包括)	20	5	25	
7	10月10日(日)	郷土料理教室	20	5	25	
8	11月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
9	12月10日(日)	クリスマス会	20	5	25	
10	1月10日(日)	年賀会	20	5	25	
11	2月10日(日)	レクリエーション	20	5	25	
12	3月10日(日)	折り紙教室	20	5	25	
13	月 日( )					
14	月 日( )					

## 小地域福祉活動助成金の手引き

様式第3号（第8条関係）

令和7年度 通いの場・サロン活動事業報告書

通いの場・サロン名 坂井サロンの会

代表者名 社協 太郎

下記のとおり活動を行いました。

回数	開催日 開催時間	実施内容	参加人数			備考
			65歳以上 (うち75歳以上)	その他	計	
1	4月10日(日) 10:30~11:30	レクリエーション	20(10)	5	25	
2	5月10日(日) 10:30~11:30	絵手紙教室	20(10)	5	25	
3	6月10日(日) 10:30~11:30	認知症講座(包括)	20(10)	5	25	
4	7月10日(日) 10:30~11:30	レクリエーション	20(10)	5	25	
5	8月10日(日) 10:30~11:30	おしゃべり会	20(10)	5	25	
6	9月10日(日) 10:30~11:30	介護予防講座(包括)	20(10)	5	25	
7	10月10日(日) 10:30~11:30	郷土料理教室	20(10)	5	25	
8	11月10日(日) 10:30~11:30	レクリエーション	20(10)	5	25	
9	12月10日(日) 10:30~11:30	クリスマス会	20(10)	5	25	
10	1月10日(日) 10:30~11:30	年賀会	20(10)	5	25	
11	2月10日(日) 10:30~11:30	レクリエーション	20(10)	5	25	
12	3月10日(日) 10:30~11:30	折り紙教室	20(10)	5	25	
13	月 日( ) : ~ :		( )			
14	月 日( ) : ~ :		( )			

## 9 助成要綱

### 坂井市社会福祉協議会助成金等交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉向上のため積極的に活動しているグループや団体（以下「団体等」という。）に対し、助成金の交付申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (要綱の適用)

第2条 助成金交付につき他の規定等により定められた手続きによらなければならないものを除くほか、すべて団体等に対する助成金の交付はこの要綱に定めるところによる。

2 交付する助成金等の名称、助成金の交付の目的、助成事業者、助成事業の経費の範囲および助成率等は、別表第1のとおりとする。

#### (助成金の交付の対象)

第3条 助成金は、次の各号に掲げる事業を行う団体等に対して、本会の会長（以下「会長」という。）が適当と認めたものとする。

- (1) 地域福祉の増進に寄与するもの
- (2) ボランティア・市民活動・NPO活動の推進に寄与するもの
- (3) 高齢者・障害者・児童の福祉増進に寄与するもの
- (4) その他会長が特に必要と認めたもの

#### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、団体等の事業の状況を勘案し、予算の範囲内において交付する。

#### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体等は助成金等交付申請書（様式第1号又は様式第1-2号又は様式第1-3号）に別表第2に定める書類を添えて会長に提出しなければならない。

#### (助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請があったときはその内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付の決定をするものとする。

## 小地域福祉活動助成金の手引き

2 会長は前項の場合において、助成金の適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第7条 会長は助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、助成金交付決定通知書（様式第2号又は様式第2-2号又は様式第2-3号）により当該団体等に通知するものとする。

(助成金の請求および交付)

第8条 助成金交付決定通知書を受けた団体等は、請求書（様式第3号又は様式第3-2号）に交付の条件として定められた書類を添え期日までに会長に提出しなければならない。

2 会長は前項の請求書を受理したときは、これを審査して適当と認められたものについて当該助成金を交付する。

(状況報告等)

第9条 会長は、助成事業の円滑適正な執行を図る必要があると認めたときは、団体等に対して助成事業の執行状況に関し、関係書類の提出を求め、または現地調査を行い、必要な措置を求めることができる。

(完了報告書の提出)

第10条 助成金の交付の決定を受けた団体等は、助成事業が完了したときは、別表第2に定める提出期限までに、助成事業完了報告書（様式第4号又は様式第4-2号又は様式第4-3号）に別表第2に定める書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の決定の取り消し)

第11条 会長は助成金の交付の決定を受けた団体等が次の各号一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱および助成金の交付条件に違反したとき。
- (2) 助成金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他不正があったとき

(助成金の返還)

第12条 会長は助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の該当等の取り消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

## 小地域福祉活動助成金の手引き

---

2 事業が完了し助成金に余剰金が出た場合は、返還を命ずることがある。

(帳簿および書類の備付け)

第13条 助成金の交付を受けた団体等は、当該助成事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する

この要綱は令和3年4月1日から施行する

この要綱は令和4年4月1日から施行する

## 小地域福祉活動助成金の手引き

別表第1(第2条関係)

整理番号	助成金等の名称	助成金等の交付の目的	助成事業者	助成事業の経費の範囲	助成率等	支払区分
7-6	小地域福祉活動助成金事業（基本活動）					
	基本活動事業	見守りネットワーク事業実施要綱に基づき、地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会）活動を支援することにより、小地域福祉活動の定着、継続を図る	地区ふくしの会（地域福祉推進基礎組織）	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動の基盤となる組織づくりのための組織運営費（会議費・通信運搬費等）、広報・啓発活動、福祉活動などに係る経費</li> <li>地域の福祉関係者（福祉委員、民生委員・児童委員、区長など）を核として、福祉マップの作成や連絡会議、調査活動などに係る経費</li> </ul>	①基本額30,000円±調整額5,000円+②加算額15,000円	概算払い
7-6	小地域福祉活動助成金事業（選択活動）					
	通いの場・サロン事業（地域福祉推進基礎組織）	地域住民が活動主体となり、地域の身近な場所に、住民同士が気軽に集える居場所をつくり、体操等の軽い運動や趣味活動等の様々な活動を通して、地域高齢者が仲間と共に楽しく、支え合いながら地域の中で生活を続けていけることを目指す。	地区ふくしの会（地域福祉推進基礎組織）	地域住民が主体となって取り組む通いの場サロン事業活動に係る経費の一部（諸謝金、賃借料、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、保険料、食糧費、通信運搬費等）	開催1回あたりの助成基準 上限48回/年間 (5~20人) @4,000円×年間開催予定数(21~30人) @5,000円×年間開催予定数(31人以上) @6,000円×年間開催予定数 ・1回あたりの参加人数(担い手含む)が5人以上見込まれ、半数以上が65歳以上	概算払い 清算払い
	地域のつながり応援事業	地区ごとの住民同士、福祉関係者、関係団体及びボランティアのつながりづくりを行うことにより、地域の自主的な福祉活動の活性化に資することを目的とする。	地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会）	住民間の「つながりの再生」を図り、小地域見守りネットワークの推進に繋がる事業の経費（会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費等）	上限額 35,000円/地区	概算払い

## 小地域福祉活動助成金の手引き

別表第 2 (第 5 条 第 10 条関係)

整理 番号	助成金等の名称	助成金等交付申請書に添付すべき 書類の名称	助成事業実績報 告書の提出期限	助成事業実績報告書に添付すべき 書類の名称
7-6	小地域福祉活動助成金事業 (基本活動)			
	基本活動事業	(1)助成金交付申請書 (2)事業計画書 (3)収支予算書 (4)助成金等交付請求書 (5)該当年度の総会資料 (6)その他会長が必要と認める書類	翌年 4 月末日	(1)助成金事業実績報告書 (2)事業報告書 (3)収支決算書 (4)当該年度の総会資料 (5)その他会長が必要と認める書類
7-6	小地域福祉活動助成金事業 (選択活動)			
	通いの場・サロン事業 (地域福祉推進基礎組織)	(1)助成金交付申請書 (2)事業計画書 (3)収支予算書 (4)助成金等交付請求書 (5)該当年度の総会資料 (6)その他会長が必要と認める書類 [追加書類]市実施登録書 (市事業計画書は、 社協助成金事業計画書が兼ねる)	翌年 3 月末日	(1)助成金事業実績報告書 (2)事業報告書 (3)収支決算書 (4)当該年度の総会資料 (5)その他会長が必要と認める書類 [追加書類]参加者名簿 (市活動事業報告書は社協助成金事業報告書 を兼ねる)
	地域のつながり応援事業	(1)助成金交付申請書 (2)事業計画書 (3)収支予算書 (4)助成金等交付請求書 (5)該当年度の総会資料 (6)その他会長が必要と認める書類	翌年 4 月末日	(1)助成金事業実績報告書 (2)事業報告書 (3)収支決算書 (4)当該年度の総会資料 (5)その他会長が必要と認める書類

様式第 1 号

## 小地域福祉活動助成金事業助成金交付申請書

年 月 日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

住 所  
基礎組織名  
代表者氏名

㊟

度小地域福祉活動助成金事業について助成金の交付を受けたいので、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円

### 1. 申請事業及び申請額

	活動区分	申請額 (円)	
<input type="checkbox"/>	基本活動 (基礎組織運営事業及び小地域見守りネットワーク活動事業) 次の合計額 (ア) 基本額 30,000 円 + ・ - 調整額 _____ 円 (イ) 加算額 15,000 円		
<input type="checkbox"/>	選択事業 (地域のつながり応援事業) ※上限額 35,000 円		
<input type="checkbox"/>	選択事業 (通いの場・サロン事業) 上限 48 回/年間 〈内訳〉※食糧費上限額 (@200×延参加予定数 人= _____ 円)		
	区分	(ア)5~20 人 (イ)21~30 人 (ウ)31 人以上	回数 合計
		@4,000 円 @5,000 円 @6,000 円	
	実施回数	回 回 回	回
合 計			

### 2. 添付書類

事業計画書  収支予算書

総会資料 (前年度報告決算及び当年度計画予算がわかるもの)

※選択事業 (通いの場・サロン事業) 選択申請時は下記の市書類を提出

市実施登録書 (様式第 1 号)  市事業計画書 (様式 2 号)

申請締切：6月末まで

## 事業計画書

活動区分		内 容	実施予定日	参加予定数
基本活動	基礎組織 運営事業			
	小地域 見守り ネット ワーク 活動事業			
選択活動	地域の つながり 応援事業			
	通いの 場・サロ ン事業	※別紙 市様式第2号 通いの場・サロン活動事業計画書に記載		

## 収支予算書

### [収入]

項 目	金額 (円)	説 明
社協助成金		
協力金		
負担金		
会費		
雑収入		
繰越金		
合 計		

### [支出]

活動区分		説 明		
		内 容	予算額 (円)	社協助成金 (円)
基本活動	基礎組織 運営事業			
		小 計		
	小地域 見守り ネット ワーク 活動事業			
		小 計		
選択活動	地域の つながり 応援事業			
	通いの 場・サロ ン事業			
助成金対象外 事業				/
合 計				

## 小地域福祉活動助成金事業助成金請求書

金 円 也

年 月 日付けで決定通知のあった 年度小地域福祉活動助成金事業の助成金について、坂井市社会福祉協議会助成金等交付要綱第 8 条の規定により下記金額を請求します。

年 月 日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

住 所  
基礎組織名  
代表者氏名

印

### 【振込先】

金融機関名	銀行・信金・農協 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

## 小地域福祉活動助成金事業実績報告書

年 月 日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

住 所  
基礎組織名  
代表者氏名

㊞

年度小地域福祉活動助成金事業について、事業が完了したので社会福祉法人坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

### 記

1. 申請時の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2. 助成事業の実施報告及び交付確定額

	活動区分	交付確定額 (円)															
<input type="checkbox"/>	基本活動（基礎組織運営事業及び小地域見守りネットワーク活動事業） 次の合計額 （ア）基本額 30,000円 +・- 調整額 _____円 （イ）加算額 15,000円																
<input type="checkbox"/>	選択事業（地域のつながり応援事業）※上限額 35,000円																
<input type="checkbox"/>	選択事業（通いの場・サロン事業） 上限48回/年間 ----- 〈内訳〉																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 20%;">(ア)5~20人</th> <th style="width: 20%;">(イ)21~30人</th> <th style="width: 20%;">(ウ)31人以上</th> <th style="width: 25%;">回数 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">@4,000円</td> <td style="text-align: center;">@5,000円</td> <td style="text-align: center;">@6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td style="text-align: center;">回</td> <td style="text-align: center;">回</td> <td style="text-align: center;">回</td> <td style="text-align: center;">回</td> </tr> </tbody> </table>	区分	(ア)5~20人	(イ)21~30人	(ウ)31人以上	回数 合計		@4,000円	@5,000円	@6,000円		実施回数	回	回	回	回	
区分	(ア)5~20人	(イ)21~30人	(ウ)31人以上	回数 合計													
	@4,000円	@5,000円	@6,000円														
実施回数	回	回	回	回													
合 計																	

3. 添付書類

- 事業報告書      収支決算書      共同募金事業活用成果報告  
総会資料（当年度報告決算及び次年度計画予算がわかるもの）

※選択事業（通いの場・サロン事業）選択申請時は下記の市書類を提出

- 市事業報告書（様式第3号） 通いの場・サロン事業参加者名簿

報告締切：翌4月末まで

## 事業報告書

活動区分		内 容	実施日	参加者数
基本活動	基礎組織 運営事業			
	小地域 見守り ネット ワーク 活動事業			
選択活動	地域の つながり 応援事業			
	通いの 場・サロ ン事業	※別紙 市様式第3号 通いの場・サロン活動事業報告書に記載		

## 収支決算書

[収入]

項 目	金額 (円)	説 明
社協助成金		
協力金		
負担金		
会費		
雑収入		
繰越金		
合 計		

[支出]

活動区分		説 明		
		内 容	決算額(円)	社協助成金 (円)
基本活動	基礎組織 運営事業			
		小 計		
	小地域見 守りネッ トワーク 活動事業			
		小 計		
選択活動	地域の つながり 応援事業			
	通 い の 場・サロン 事業			
助成金対象外 事業				/
合 計				

**返金額** 社協助成金 [収入] \_\_\_\_\_円-[支出] \_\_\_\_\_円= \_\_\_\_\_円

## 共同募金事業 活用成果報告

本助成事業は、赤い羽根共同募金（基本活動・地域のつながり応援事業）の配分を受けています。

寄付者の方へみなさんの活動成果を伝えるためのご協力をお願いします。

### 1 団体名

### 2 事業チラシや活動写真

※1～2枚 用紙に添付いただくか、別添ください。

尚、インターネットや広報紙で紹介する場合もございますので、個人のお写真や個人情報に掲載される場合はご注意ください。

笑顔や活動の様子が伝わる写真などを枠内添付もしくは別添提出

### 3 事業を実施して得られた効果

※事業を実施して良かったこと、うれしかったこと、感じた地域の変化など

基礎組織名  
代表者氏名

## 小地域福祉活動助成金事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度小地域福祉活動助成金事業について、下記のとおり助成金を交付することに決定したので、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会  
会 長

### 記

- ① この助成金の交付対象となる事業は、 年度小地域福祉活動助成金事業としてその内容は申請書記載のとおりとする。
- ② 助成事業に要する経費および助成金の額は、次のとおりとする。

助成事業に要する経費	円
助成金の額	円
- ③ 助成事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書に定める書類を添えて会長に提出しなければならない。
- ④ この助成金は、共同募金配分金事業であるため、事業を実施する際には、必ず次のことを明記し、啓発に努めるものとする。



「この事業は赤い羽根共同募金の配分を受けています」

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

坂井市長 様

年度 通いの場・サロン実施登録書

通いの場・サロンの実施について、次のとおり登録します。

行政区	* 参加する行政区すべてを記入してください		新規・継続
代表者 氏名	フリガナ	住所 連絡先	〒 坂井市 町
			電話
区長 / 民生委員 / 福祉委員 / その他 (代表者として該当するものを○で囲んでください)			
通いの場・サロン名			
実施会場	(住所: )		
開催予定数 年 4 月から 年 3 月まで	年 回 開催頻度 (いずれかに○をつけて数字を記入。) ・週 回 / ・月 回 / ・年 回		
1 回あたり 参加予定人数 (協力者等含む)	65 歳以上 人 / その他 人 (うち 75 歳以上 人) ※助成金交付の対象: 1 回あたりの参加人数が 5 名以上 半数以上が 65 才となること		

様式第2号（第7条関係）

年度 通いの場・サロン活動事業計画書

通いの場・サロン名

---

代表者名

---

下記の計画にて活動を行います。

回数	開催予定日	実施予定内容	参加予定人数			備考
			65歳以上	その他	計	
1	月 日( )					
2	月 日( )					
3	月 日( )					
4	月 日( )					
5	月 日( )					
6	月 日( )					
7	月 日( )					
8	月 日( )					
9	月 日( )					
10	月 日( )					
11	月 日( )					
12	月 日( )					
13	月 日( )					
14	月 日( )					

様式第3号（第8条関係）

年度 通いの場・サロン活動事業報告書

通いの場・サロン名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

下記のとおり活動を行いました。

回数	開催日 開催時間	実施内容	参加人数			備考
			65歳以上 (うち75歳以上)	その他	計	
1	月 日( ) : ~ :		( )			
2	月 日( ) : ~ :		( )			
3	月 日( ) : ~ :		( )			
4	月 日( ) : ~ :		( )			
5	月 日( ) : ~ :		( )			
6	月 日( ) : ~ :		( )			
7	月 日( ) : ~ :		( )			
8	月 日( ) : ~ :		( )			
9	月 日( ) : ~ :		( )			
10	月 日( ) : ~ :		( )			
11	月 日( ) : ~ :		( )			
12	月 日( ) : ~ :		( )			
13	月 日( ) : ~ :		( )			
14	月 日( ) : ~ :		( )			